

## 基本協約締結拒否事件完全勝利 シリーズ③ 労働組合の権能を否定するもの！

基本協約は、労働条件の基本的な基準を定めた規範的部分と労使関係の全般的な条件等を定めた債務的部分で構成されています。JR東海労は、会社の悪意に満ちた基本協約の締結拒否により、この内、労働条件の基本的な基準を除いた協約を「労働協約」として締結せざるを得ませんでした。その場合の組合の不利益についてが第三の争点でした。

### 争点③ 基本協約を持たない労働組合が不利益を被るのか否！

#### 組合の主な主張

- ・組合にとって基本協約は、組合員の雇用、賃金、労働条件や正当な組合活動を保証されている証であり、会社は、基本協約を締結しない理由を時々で変えていることをみても、最初から締結する気などなかった。

#### 会社の主な主張

- ・基本協約又は労働協約のいずれを締結しても、全社員の労働条件が同一となり、不利益が発生することはない。

#### 東京都労働委員会の判断

- ・労働組合は、団体交渉によって独自の労働協約を締結する権能を有しており、本件でも組合が他の労働組合と異なる労働条件を約定することの可能性はあった。基本協約を締結しない場合でも、その内容が就業規則に反映され、社員の労働条件は同一になるから、不利益が生じないと会社の主張は、労働組合の権能を否定することとなる。基本協約がない場合には、労働条件に係る交渉を経ることなく、就業規則の変更による一方的な労働条件の変更が発生する可能性がある。

## 都労委は組合の主張を全面的に支持！

以上、見てきたように、東京都労働委員会は、会社による基本協約の締結拒否に対して、組合が妥結通告をしているにもかかわらず、「妥結とはすべてを飲み込むことである」と従来になかった態度を表明し、発言の内容も極めて強いもの変わった。これは、「組合の主任レポートに反対する運動を封じ込めるとともに、組合に基本協約を持たせず、組合員の労働条件について不安定な位置に留め置くことを意図した支配介入に当たる」「主任レポートを認めなければ基本協約を締結しない」という頑なな会社の対応は、組合への不利益扱い及び支配介入である。と組合の主張を全面的に認める救済命令を発しました。

会社が中労委への再審査申立を取り下げたことにより、この命令が確定しました。